

事務検査に関する決議

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記

1 検査事項

- ・ 静溪ポンプ場建設(第21-1)工事の工事請負契約の解除に伴う損害賠償に関する事項

2 検査方法

下記関係書類の提出を求める。

- (1) 損害賠償の額（66,760,100円）の根拠となる内訳書及び単価資料一式
- (2) 市による金額の妥当性の検証に用いた単価を含む積算資料一式
- (3) 損害賠償の対象となっている工事の完成図書一式

3 資料の提出期限

令和7年9月18日（木）正午

以上、決議する。

令和7年9月12日
舞鶴市議会